



2019年7月26日

各位

会社名 株式会社ツムラ
 代表者名 代表取締役社長 CEO 加藤 照和
 (コード番号：4540 東証第一部)
 問合せ先 コーポレート・コミュニケーション室長 土屋 洋介
 電 話 TEL 03-6361-7100

業績連動型株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、業績連動型株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2019年8月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 50,900株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,987円
(4) 処分価額の総額	152,038,300円
(5) 処分予定先	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）2名 16,600株 ・取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）（退任者）（現在当社職員）2名 10,200株 ・当社と委任契約を締結している執行役員7名 21,500株 ・当社と委任契約を締結している執行役員（退任者）（現在1名当社職員、1名退職者）2名 2,600株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び非業務執行取締役を除く。）及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、取締役等という。）に対して付与された金銭報酬債権を自己株式の処分により行うものです。なお、2019年3月31日以降に退任・退職済みの取締役等であっても在任中の業績に応じた株数を交付するため、処分予定先に退任・退職済みの取締役等が含まれております。

当社は、取締役等の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社の中期経営計画に基づく中長期的な業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、2016年6月29日開催の第80回定時株主総会で決議し、また2017年6月29日開催の第81回定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行に伴い手続き上、決議された業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、取締役等への当社普通株式の交付は2019年7月26日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、当社の取締役等に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度です。取締役等への当社普通株式の交付は、下記(3)に記載している対象期間に在籍した取締役等に対して行われるものです。そのため、2019年3月31日以降に退任・退職済みの取締役等であっても在任中の業績に応じた株数を交付いたします。

(2) 本制度の仕組み

当社は、下記(3)記載のとおり3事業年度を対象期間とし、取締役等の役割・職務・職位に基づき、その最終年度の会社業績の数値目標の達成度に応じて、当社普通株式を交付します。当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行または自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する取締役等及び交付する株式数は、対象期間経過後の取締役会で決定します。この場合、当社から取締役等に対して金銭報酬債権を付与し、取締役等は、当該株式発行または自己株式の処分に際して、当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。当該金銭報酬債権の金額については、当該金銭報酬債権の合計額を3億円以内(2017年6月29日開催の第81回定時株主総会決議による。)とし、当社普通株式を引き受ける取締役等に特に有利とならない範囲内で取締役会において決定します。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、中期経営計画の第2期である2017年3月31日で終了する事業年度から2019年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度です。

(4) 本制度に基づき取締役等に対して交付される当社株式数

当社は、第2期中期経営計画で公表しております数値目標で掲げる連結売上高、連結営業利益及び連結ROEの各目標達成率を、各数値目標の配分割合に応じて、基準交付株式数(各取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。)に乗じて、交付する株式数を算出します。また、算出した交付株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものとし、

【算式】

基準交付株式数＝

取締役等の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める金額／基準株価(※)
×3(事業年度分)

(※)基準株価＝2016年3月31日の当社普通株式の普通取引の終値

取締役等個々に対する交付株式数＝

基準交付株式数 × ((第2期中期経営計画(最終年度)各数値目標達成率×当該数値目標の配分割合)の全数値目標に係る合計)

・数値目標達成率は数値目標に対応する水準を100%として、達成度合いに応じて0%から120%の範囲で定めます。

・当社中期経営計画における2019年3月31日で終了する事業年度の数値目標

売上高 1,200億円

営業利益 140億円

ROE 6%

- ・当社が取締役等に交付する当社普通株式の総数は、対象期間において6万株以内(2017年6月29日開催の第81回定時株主総会決議による。)とします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び取締役等に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整します。

(5) 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、取締役等に対して当社普通株式を交付します。

- ・対象期間中に取締役等として在任したこと
- ・一定の非違行為がなかったこと
- ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1) 対象期間中に取締役等が退任する場合においては、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※2) 対象期間中に新たに就任した取締役等についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

(※3) 取締役等が対象期間中に死亡による退任の場合は、数値目標達成率にかかわらず、在任年数に応じて按分した基準交付株式数に、退任時点の当社普通株式の時価を乗じて得られた額の金銭を当該取締役等の承継者に交付します。

4. 割当予定先の概要

当社は、退職者である付与対象者1名に対し、反社会的勢力との一切の取引等のかかわりの有無について確認を行っており、反社会的勢力とは何ら関係がないものと判断しております。また、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

5. 払込金額の算定根拠及び具体的な内容

本制度の払込金額の算定は、交付株式数を「3. 本制度の内容」に基づき算出しており、株価については、恣意性を排除した価格とするため2019年7月25日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所市場第1部における、当社の普通株式の終値である2,987円としています。これは、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的と考えます。

なお、この価格は、東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の1ヵ月(2019年6月26日から2019年7月25日まで)終値単純平均値である3,034円(円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率 $\Delta 1.55\%$ (小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、3ヵ月(2019年4月26日から2019年7月25日まで)終値単純平均値である3,080円からの乖離率 $\Delta 3.02\%$ 、及び6ヵ月(2019年1月28日から2019年7月25日まで)終値単純平均値である3,233円からの乖離率 $\Delta 7.61\%$ となっておりますので、特に有利な価額には該当しないものと考えております。なお、本自己株式処分は、退職者1名を含むことから第三者割当に該当します。上記処分価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、また、上記処分価額については、監査等委員会(監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名))が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

以上